

1 1年間の法人、各事業所の報告

(1) 虐待防止に向けた各事業所の取組の報告

1 各事業所での取組、事例の報告

○第二ぎんなん作業所

[時期・期日、時刻、場面]

- ・毎週水曜日 15:30～

[取組の内容]

- ・毎週の職員会議で、気になる利用者の様子について情報を共有し、接し方や対応を考えていくようにしている。作業所だけでは解決できない内容については家族、相談員などと連携し対策を考えている。

[具体的な取組、事項]

- ・Jさんは弟家族と同居していて、生活面での支援を受けているが、支障も出てきているようである。状況をしっかり把握し、家族や相談員と連携しながら、Jさんが不利益を被る状態にならないように気を付けていく。
- ・Tさんは昨年母親を亡くし、父親と二人で暮らしている。父親も高齢のためいろいろなことが一人でできず、Tさんを頼っている面がある。最近家庭でうまくいかなかったことが多く、Tさんは混乱気味である。相談員と連携し様子を見ているが、遠くにいる弟さんとも話し合いをしていく予定。

○しょうぶの里

[時期・期日、時刻、場面]

- ・年度始めの4月の職員会議（4月4日（月））ほか

[取組の内容]

- ・新年度のスタートに当たり、しょうぶの里職員として押さえておくべきこと、よりよい支援の充実に向けて必要なことから、しょうぶの里の理念等について、かなりの資料を配付、時間を取って説明している。

[具体的な取組、事項]

- ① 「しょうぶの里職員の10の誓い」
 - ② 「しょうぶの里の職員として、押さえておきたい10のことから」
 - ③ 《資料》「親さんの想い・まなざし」
第4回障がい児者・家族の作文集」より「こちらこそありがとう」
 - ④ 「まずカーテンを閉めましょう」※西田前平成学園長からの資料
- ・県内外で虐待事件・事案等があった場合は、直近の職員会議時や職員研修時に資料を用意して、講話を実施
 - 10月 神奈川県立の「中井やまゆり園」での虐待事案の報道
 - 2月 熊本乳児院での乳幼児虐待問題について
 - ※これらの問題を「対岸の火」（関係ないこと）とは思わず、「我がこと」として考えていく必要があることを伝えている。

○子ども育ちの家「て・い・く」

[時期・期日、時刻、場面]

□定例職員会（研修）

長期休業中以外の毎週月曜日 ※4～5月は1年生の下校時刻の関係で実施困難。

□朝礼報告（マスコミ等で取上げられた虐待に関する内容＝随時）

午後1時から1時40分 職員研修

1：R4年9月

2：R4年11月

3：R4年12月6日（火）

4：R5年3月13日（月）

[具体的な取組、事項]

1：山口県下関市障がい者通所支援施設の暴行・虐待 Youtube試聴、協議・意見交換

2：新聞記事（静岡県裾野市「さくら保育園」園児虐待記事 //
児発管更新講習資料から「私たちの世界で増え続ける虐待」

3：新聞記事（熊本西区放課後等デイサービス事業所げんきキッズわいせつ事件）

4：次年度の基本計画から「て・い・く」としての基本方針（人権意識など）

[その他参考となる事項]

・マスコミによる虐待及び人権問題等の報道を事例として取上げているが、なかなか協議や意見交換までには至らない。（周知に終わることが多い。）

○育成会相談支援センター「手と手」

[時期・期日、時刻、場面]

・第2、第4水曜日。8：30～1時間程度。

[具体的な取組、事項]

・事業所職員による情報共有会議を月に2回行い、気になる家庭について情報共有。

・職員間で相談支援専門員としてできる対応について検討。児童相談所への通報も視野に入れて検討している。

[その他参考となる事項]

・希望があれば、児童相談所での面談に同席。児童相談所主催のケース会議にも参加している。日常的に情報共有や対応法の検討を行い、連携を強化している。

2 虐待事例等の報告

○第二ぎんなん作業所

[行為の分類] 不適切な関わり

[時期・期日、時刻、場面]

・R4年5月 市役所地下集配室

[具体的な内容、事項]

信書便担当の利用者さんに対する市役所集配室職員の嫌がらせ（ハラスメント）

※R3年度末からの継続事案。市役所総務課の指導で、研修を実施するなどの対応で、一時は改善されていた。

R4.5.13

- ・信書便担当の利用者Iさんに対して市役所集配室の職員が故意に荷物出しを送らせるなどの嫌がらせをしたことに、担当ドライバーが強く抗議する。
- ・これまでも何度かあり、Iさんが自分の腕を噛むなどの自傷行為も出ていた。
- ・当日午後には他のドライバーからも聞き取りをする。

R4.5.16

- ・上記の件について総務課と話し合いをする。総務課の担当が代わっているので、前年度にも法人から話してきたことを確認する。

R4.5.23

- ・市役所で総務課の担当、主査、集配室の上司、作業所の守尾所長が同席して、これまでのことの確認とこれからの荷物出し等のことを話し合った。
- ・嫌がらせをした職員には、根本的な意識の問題があるが、障がい者への合理的配慮を強くお願いした。
- ・その後、集配室の請負会社の方で研修が行われた。

R5.5.25

- ・総務課の担当、地下集配室の担当が代わったので、再度市役所で顔合わせと現状の確認を行った。今度の方は熱心で障がい者への理解もあり、今後しっかり連絡を取り合うことを約束した。

○しょうぶの里

※該当なし

○子ども育ちの家「て・い・く」

※該当なし

○育成会相談支援センター「手と手」

[行為の分類] 虐待

[時期・期日、時刻、場面] 令和5年2月、3月、5月

[具体的な内容、事項]

- ・保護者による虐待。食事を与えない、学校に行かせない、大人用に処方されている薬を子どもに飲ませる、暴力、受診させない、など。

[その他参考となる事項]

- ・児童相談所、保健子ども課への通報。

(2) 研修の報告

1 法人全体

○熊本市手をつなぐ育成会職員全体研修会

[時期、期日、時間] 11月26日(土) 午前9時40分～午後4時25分
(※関連する以下の講義は70分)

[研修題・内容・講師] (※関連する研修)

講義「虐待防止委員会の立ち上げと虐待防止について」高橋しょうぶの里施設長

[参加者・人数] 45人(※育成会事業所以外からも2人参加)

[使用した資料] パワーポイントの資料(講師が用意)、YouTube動画

○熊本市手をつなぐ育成会職員階層別研修

※R4年度から、職員(正職員と嘱託職員)を3階層に分けて研修を開始(各1日)。

A職員研修	[おおむね5年未満の職員を中心(新入職員含む)]
B職員研修	[中堅職員を中心(おおむね5年~14年)]
C職員研修	[リーダー的職員を中心(おおむね15年~)]

[時期、期日、時間] A職員:10月15日(土) / B職員:10月22日(土)
C職員:12月10日(土) いずれも午前9時~午後5時

[研修題・内容・講師] ※関連する研修のみ記載

・3つの研修のすべてで、以下の講義を実施

①特別講義「育成会運動と親・家族の思いの理解」西会長 80分

②講義「人権問題の理解と人権意識の向上」吉永菊陽町立菊陽西小校長(当時)
120分

・B職員研修では、「風通しのよい職場環境づくり」のテーマでグループワーク
を実施(ファシリテーター:守尾第二ぎんなん作業所長) 70分

[参加者・人数] A:3人 / B:21人 / C:15人

[使用した資料] パワーポイントの資料等(各講師が用意)。

2 各事業所

○第二ぎんなん作業所

※独自の研修は未実施

○しょうぶの里

[時期、期日、時間]

・月1回、職員研修を実施 午後1時30分~3時の1時間30分

年間計画に基づいた研修内容を実施(※そのときどきで優先する内容([ex.]新型コロナウイルス感染防止対策、……)を実施することもある。)

[研修題・内容]

・1月:「意思決定支援とは」

・2月:「意思決定支援」に関するグループワーク

[参加者・人数]

※当日の勤務により、参加人数、参加者が異なるが、1回に10~12人。

[講師]

・1月は施設長。

※2月は、1月の研修で配付・使用した資料を使用

[使用した資料]

- ・パワーポイントの資料（自作）

[その他参考となる事項]

- ・参加できなかった職員には資料を配付。

※重要な研修題については、2ヶ月同じ研修を実施して、なるべく全職員がいずれかに参加できるようにしている。

○子ども育ちの家「て・い・く」

※職員研修ではないが、支援会議後はみんなに周知している。

[時期、期日、時間]

- | | | |
|----------------|----------|------|
| 1：令和5年2月4日（土） | 午後4時30分～ | 支援会議 |
| 2：令和5年5月16日（火） | 午後4時～ | 支援会議 |

[研修題・内容]

- | |
|------------------------------|
| 1：「利用者理解」（学校・家庭・事業所・相談支援事業所） |
| 2： // （家庭・事業所） |

[参加者・人数] 1：6人 2：4人

[講師] なし

[使用した資料]

- | |
|--------------------------------------|
| 1：「て・い・く」の支援目標、日々の様子、個別支援計画、アセスメントなど |
| 2：日々の様子 文部科学省（幼児期から少年期の成長について＝抜粋） |

[その他参考となる事項]

- ・支援会議は要請に応じて月に1回程度実施。担当者会（契約更新）もほぼ同様の内容で進めることが多い。
- ・支援会議は緊急性がある場合が殆どで、開催依頼は保護者、支援事業所、事業所とまちまちである。

○育成会相談支援センター「手と手」

[時期、期日、時間] 7月19日（火）15：00～

[研修題・内容] 令和4年度相談支援部会 『ヤングケアラーについて』

[参加者・人数] 1名

[講師] 熊本市子ども政策課

[使用した資料] オンライン（ZOOM）

2 県の虐待報告

※別紙に詳細な報告

令和3年度（2021年度）熊本県内の障害者虐待の状況

2023年3月28日更新

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
相談・通報件数	162件	26件	188件
虐待判断件数	27件	8件	35件
(人数)	(27人)	(8人)	(35人)

- ・ 県全体で188件の相談や通報があり、35件の虐待が確認された。
- ・ 内訳は、養護者による虐待が27件（27人）、障害者福祉施設従事者等による虐待が8件（8人）であった。
- ・ 令和2年度（2020年度）と比較すると、「養護者による虐待」は相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加し、「障害者福祉施設従事者等による虐待」は相談・通報件数、虐待判断件数ともに減少している。なお、被虐待者数の合計は減少し35人となった。

3 虐待事例報告

※別紙参照

- ①熊本乳児院における不適切対応事例
- ②もう一つのやまゆり園 虐待疑いや不適切な対応

4 育成会事業所職員に対する「職業性ストレス簡易調査票」実施の集計報告

※別紙参照

令和5年度の「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を開催するに当たり、虐待防止に密接に関連すると言われる、職場での職員のストレスについて、厚生労働省作成の「職業性ストレス簡易調査票」を職員に記入してもらい、結果を集計した。

5 研修

- 「意思決定支援」について